1000

# 宇宙空間における制度的枠組

# 宇宙空間における制度的枠組

# 第1章

総

論

国際社会は、宇宙空間における軍事利用を禁止又は制限する幾つかの国際的な枠組みを既に作成してきている。例えば、1967年に発効した宇宙条約は、宇宙を宇宙空間と月その他の天体とに分け、宇宙空間については、「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せ」ること、及び「他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置」することを禁止している。天体については、「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、「天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施」を禁止し

ている。

宇宙条約以外では、1963年に発効した部分的核 実験禁止条約が、宇宙空間における核実験を禁止 している。1978年に発効した環境改変技術禁止条 約は、宇宙空間の構造に変更を加える技術の軍事 的使用その他の敵対的使用を禁止している。1984 年に発効した月協定は、「月」を天体と宇宙空間の 双方を含む概念と定義した上で、月は「もっぱら 平和的目的のために」利用されるものとし、月に おける武力の行使、武力による威嚇等を禁止した。 しかし、月協定の締約国は、主要な宇宙活動国を 含まない16か国に留まっている。

# 第2章

# 宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)

## 第1節

# ジュネーブ軍縮会議(CD) における PAROS に関する議論

長年、宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS: Prevention of Arms Race in Outer Space)は CD の議題の1つとして議論されてきた。1985年から1994年までは、CDの下に PAROSに関する特別委員会が設置され、宇宙条約を補完する新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器、対弾道ミサイル・システムの評価などにつき議論が行われた。しかし、実質的な成果は得られず、その後、PAROSに関する特別委員会は設置されていない。

2008年、中国及びロシアが、宇宙空間への兵器の配置を禁止することを含む「宇宙空間における兵器配置防止条約(PPWT)」案をCDに提出した(2014年に改訂版を提出。)。CDは長年にわたって、軍縮条約の交渉を行うための作業計画を採択でき

ずにいたが、2009年に12年ぶりに作業計画をコンセンサスで採択した。同作業計画では、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉のための作業部会の設置が合意されるとともに、PAROSについては実質的議論を行うための作業部会の設置が合意された。しかし、採択された作業計画を実施するための作業日程等についての合意が得られず、結局作業部会の設置にまでは至らなかった。

上記のとおり CDでは作業計画が採択されない、 又は、実施されない状態が長年続いていることから、PAROSに関する特別委員会又は作業部会は長年設置されていないが、非公式な形での実質的議論は継続されている。

# 第2節 日本の立場

日本は、宇宙空間における軍備競争は防止され るべきであるとの観点から、宇宙における軍備競 争の問題に関する様々な論点につき総合的に検討し、CDにおける議論に積極的に参加している。

# 第3章

# 宇宙活動に関する国際行動規範

# 第1節

### 概要

### 1. 経緯

近年、宇宙利用国や宇宙ゴミ(スペースデブリ)の増加、2007年の中国による衛星破壊(ASAT: Anti-Satellite weapon)実験のような、国際社会として共同して対処すべき新たな課題が生じている。この状況に対して、CD及び国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)を含む宇宙関連の多国間協議の場で法的拘束力を有する新たな条約の策定が困難な中、いわゆるソフトローの策定により、各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築するとの時流が形成されつつある。

そうした中、2008年12月、EUが、法的拘束力を 有しないソフトローとして、EU総務・対外関係理 事会において、国際社会に対して提案するものと して、宇宙活動に関する国際行動規範案を採択し た。その後、各国との協議を踏まえ、EUは、2010 年9月、EU総務・対外関係理事会において国際行 動規範案の改訂版を採択した。EUは、その後も各 国との協議を続け、2012年6月、同行動規範の多 国間外交プロセスを正式に開始するため、ウィー ンにおいて、すべての国連加盟国に開かれた最初 の多国間会合 (multilateral meeting) を開催した。 その後、EUは、同行動規範に関する多国間の協議 を本格的に開始するため、キエフ(2013年5月)、 バンコク (2013年11月) 及びルクセンブルク (2014 年5月)において、すべての国連加盟国に開かれ たオープンエンド協議 (open-ended consultations)

を開催した(注:オープンエンド協議とは、結論 を予断しない形で各国からの幅広い参加と議論を 歓迎する意図での呼称)。

第3回オープンエンド協議において、多くの国から「協議」の段階から「交渉」の段階に迅速に移行すべきとの意向が表明されたことを受け、EUは、2015年7月、ニューヨークにおいて、多国間交渉会合(multilateral negotiations)を開催した。

### 2. EU提案の国際行動規範案の概要

宇宙活動の活発化に伴って、宇宙活動の軍事利 用と民生利用の境目が曖昧になる中、EUが提案す る国際行動規範案は、軍事利用と民生利用の両方 の宇宙活動をカバーすることを意図している。ま た、各国の宇宙活動の透明性及び信頼を醸成する、 透明性・信頼醸成措置(TCBM)の一環と位置づ けられている。具体的には、署名国は、事故、衝 突その他の有害な干渉可能性を最小化する措置を とること、宇宙ゴミ (スペースデブリ) 発生低減 のため宇宙物体の意図的な破壊等を差し控えるこ と、宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性の ある運用予定、軌道変更、再突入、衝突等のリス クを通報すること、参加国は、他国が同規範のコ ミットメントに矛盾する活動を行っていると信ず るに足る理由を有する場合に協議を要請すること ができること等が盛り込まれている。

# 第2節 多国間交渉会合の概要

2015年7月、ニューヨークの国連本部内において、EUにより「宇宙活動に関する国際行動規範」 多国間交渉会合が開催され、我が国を含む109か国、 2国際機関、6NGOが参加した。

多国間交渉会合では、2012年以来4回にわたって 開催されてきた多国間の協議を踏まえ、(1)行動 規範の内容や(2)今後の協議の取り進め方につ いて議論された。

### (1) 行動規範の内容に関する議論

主に、次の諸点について議論され、参加者間で 一定の理解の深まりがあった。

(ア) 行動規範の目的・対象とする宇宙活動の範囲 (スコープ)・一般原則については、主に、対 象を民生利用の活動のみとするのか、民生・ 軍事双方を含めた活動を対象とするのか、ま た、宇宙において自衛権がどのように適用さ れるのか等について議論された。

(イ)また、関係国間の信頼と相互理解を増進し、 宇宙活動の透明性を強化するための協力の仕 組みについても議論された。

### (2) 今後の取り進め方に関する議論

多くの参加者から、規範の交渉は開放的、包摂的(inclusive)、透明かつ非差別的な方法で行われるべきとの意見が表明された。今後の交渉を行う具体的な場として、ジュネーブ軍縮会議(CD)、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)、国連総会、国連総会第一委員会、同第四委員会といった様々なフォーラムが提案された他、従来進められてきたアドホックな外交プロセスを支持する意見も表明された。今後、どの枠組みで交渉を進めていくか、関係国間で調整が行われる予定となっている。

# 第3節 日本の立場と取組

日本は、宇宙ガバナンスの構築を目的としたソフトローの整備が、宇宙活動国間の信頼醸成及び日本の安全保障に貢献し、国際社会の宇宙活動の利益ともなるとの立場を踏まえ、国際行動規範案の基本的な概念や原則を支持している。2012年1月には、玄葉光一郎外務大臣が、日本として「EUが主導してきたイニシアティブを歓迎し、本件に関する国際的な議論に積極的に参加する用意があ

る」旨表明した。日本は、宇宙空間の持続的かつ 安全な利用を確保するための同国際行動を早期に 策定すべく、これまでの会合において積極的、建 設的に議論に参加している。また、同行動規範案 が実効的かつ普遍的なものとし、多くの国が同行 動規範案に参加できるよう、アジア諸国をはじめ、 関係国と密接に協力・意見交換している。